論

説

生業廃棄物税に関する立法 論的

五 おわりに 産業廃棄物税の課題 産業廃棄物税の概要 産業廃棄物税の概要

**葭田英人** 

#### はじめに

が相次いでいる。 業廃棄物税の導入について検討が始まり、 した。平成一四年四月には全国に先駆けて三重県が産業廃棄物税を導入したのを皮切りに、多くの地方自治体の導入 る必要がなくなり、 公共団体が税の使途をあらかじめ定めた法定外目的税を創設することが認められた。 平成一二年四月に施行された地方分権一括法による地方税法改正により、 同意を要する協議を行えばよいことになった。同意要件も緩和され、全国各地の地方自治体で産 審議会や懇話会の設置および各業界・団体との検討会などの活動が活発化 課税自主権の活用を図る観点から、 その場合、 総務大臣の許可を得 地 方

が確保されなければならない。 入された。また、 企業経営にとって過重負担とならざるを得ない。 産業廃棄物税は、 税収の使途は、 最終処分場の不足への対処、 しかし一方で、 納税者の理解を得ることが不可欠であり、 産業廃棄物排出業者および処分業者においては新たな税負担となり、 産業廃棄物の排出抑制 減量化、 環境目的に使用され、 再生利用の促進等を目的として導 その使途の透明性

て論述する。 しながら述べることとしたい。 本稿では、 の専門委員として、 まず、 また、 筆者は、 産業廃棄物税についての概要を概観 沖縄県における産業廃棄物税の導入にかかわったものであり、 平成一六年一〇月から平成一七年三月まで、 Ĺ 産業廃棄物税に関する論点を整理し、 「沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話 その審議状況、 今後の課題に 経過等を参照 つ

## 二 産業廃棄物税の概要

# 1 各地方自治体の税制の仕組み

産業廃棄物税が導入された地方自治体の税の仕組みは、 課税段階に応じて次の四つの類型に分類することができる。

## (1) 排出事業者申告納税方式

賀県では五〇〇トン)の排出事業者には免税点を設けて非課税としている。 る特例措置を設け、 であり、 施設で処理するための搬入、および再生施設への搬入については課税免除の措置が図られている。 の方式は、 全国で最初に産業廃棄物税を導入した三重県と、それに直接影響を受けた滋賀県がこのタイプを採用している。 二重課税とならないよう調整がなされている。さらに、 中間処理段階の課税では、 中間処理施設や最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者を納税義務者として申告納付させる方法 中間処理施設で処理された後の課税後の産業廃棄物の最終処分場への搬入については非課税と 処理係数を中間処理施設の種類に応じて設定し、 年間排出量が一定量未満 また、 排出事業者が自ら有する中間処 課税標準から一定割合を控除す (三重県では一〇〇〇トン、 滋

# (2) 最終処分業者申告納税方式

間処 の最終処分業者および市内の自家処分業者に申告納税をさせるという方法である。この方式は、 北九州市で採用されている方式で、最終処分場への産業廃棄物の埋め立て時に課税し、 理業者に対する処理料金に税額相当額を上乗せすることになり、 非課税項目は特にない。 市長が許可した産業廃棄物 排出事業者および中

# (3) 最終処分業者特別徴収方式

青森県、 秋田県、 岩手県、 宮城県、 新潟県、 京都府、 奈良県、 岡山県、 広島県、 鳥取県、 島根県、 山口県、

して、 ていない。 がこの方式を採用している。 山口県では、 の搬入段階では、 納税義務者である排出事業者および中間処理業者から税を特別徴収し申告納税する。 排出事業者が産業廃棄物を自ら有する最終処分場で自家処理するために搬入する場合には課税対象とし 中間処理による減量化や再生利用の促進の観点から課税対象とはしない。 このタイプでは、 最終処分業者が特別徴収義務者として処理料金に税額相当額を上乗せ ただし、 なお、 広島県、 中間処理施設へ 鳥取県、

# (4) 最終処分業者および焼却処理業者特別徴収方式

する場合には申告納税方式としている。 積されることを回避するために、 税義務者である排出事業者および中間処理業者から税を特別徴収し申告納税する。 入の場合にはトンあたり一〇〇〇円としている。 小さい焼却処理施設への搬入については課税対象とし、 再生利用の促進を図るため、 焼却処理施設へ搬入される産業廃棄物の重量であり、最終処分業者および焼却処理業者が特別徴収義務者となり、 福岡県、 佐賀県、 長崎県、 中間処理施設へ 大分県、宮崎県、 焼却処理施設へ の搬入については課税対象としないが、 鹿児島県による九州共同方式である。 なお、 の搬入に対する税率をトンあたり八〇〇円とし、 事業者が自ら管理する焼却処理施設および最終処分場へ搬入 焼却後の残渣が他県へ搬入された場合の納税者の税負担が累 ただし、 課税標準は、 中間処理のうち再生利用効果の 中間処理による減量化 最終処分場および 最終処分場 の搬 納

## 2 各税制の比較検討

1 ンによりその効果に違いがあり、 産業廃棄物税の導入により産業廃棄物の排出抑制、 それぞれの地域事情に応じた税制を比較検討する必要がある。 減量化、 再生利用の 促進等の効果が期待できるが、 税制 0 夕

## (1) 排出事業者申告納税方式

上の排出事業者のみが税負担をすることになり、 れた産業廃棄物に対して、搬入量に一定の処理係数 トの面から免税点を設定し足切り水準を設け、 というメリットがある。 この方式は、 排出事業者に課税負担を直接認識させることができ、 しかし、 多くの排出事業者に申告納税を求めることになるので、 一定量以下の排出事業者を非課税としている。このことは、 負担の公平性の観点から問題である。 (おおむね中間処理施設における減量化比率) をかけて課税標 排出事業者による排出抑制を図ることができる また、 課税客体の把握、 中間処理施設に搬入さ 徴税コス 一定量以

# (2) 最終処分業者申告納税方式

を算出する方式であり税制としては複雑である。

処分業者が、 るような場合には、 ことになり税制の公平性は確保される。 くて済むという利点がある。また、 把握しなければならない事業者数は排出課税に比して圧倒的に少なくなり、 待することができ、 最終処分場への産業廃棄物の埋め立て時に課税することで、 自社処分に対する課税免除等の課税の特例を講じる必要がなく税制としては最も簡素である。 課税負担を本当に転嫁できるかという問題がある。 最終処分業者が申告納税義務者であることから、 価格転嫁が容易であることからこの方式を採用することは可能であるが、 税相当額が排出事業者および中間処理業者に対する処理料金に上乗せ転嫁される しかし、 北九州市のように最大の最終処分場が第三セクターで運営されてい 埋め立て処分量の抑制および最終処分場の延命化を期 さらに、 排出事業者に対する排出抑制が働きにくいが 中間処理段階での特例措置や免税点の設 課税客体の把握が容易で徴税コストが安 立場の比較的弱い最終

# (3) 最終処分業者特別徴収方式

産業廃棄物の最終処分場への搬入時に課税することで、 埋め立て量の減量化および最終処分場の延命化を図ること

ができる。 において弱いとい 点・足切り水準の設定も必要ないので税制としては簡素である。 新たな事務負担が生じるが、 最終処分業者が排出事業者および中間処理業者から税を特別徴収することから、 われている最終処分業者が、 課税客体の捕捉が容易で徴税コストも小さく、 課税負担を価格転嫁することがむずかしいという問題がある。 しかし、 排出事業者および中間処理業者との 中間処理段階における課税の特例や免税 特別徴収義務者に対して 力関係

# (4) 最終処分業者および焼却処理業者特別徴収方式

複雑である。 る。 把握が容易であり徴税コストが安い。また、 方式をとることにより、 量も減らしていこうとする制度であり、 理段階での課税はなく免税点の設定の必要性がないので、 業者が特別徴収義務者であることから、 最終処分場への搬入時に課税し、 さらに、 焼却処理施設への搬入時にも課税することから、 排出事業者の税の累積を回避する仕組みとなっているが、 排出事業者および中間処理業者を納税義務者とし、 排出抑制、 排出事業者への排出抑 特別徴収義務者に対して新たな事務負担を強いることになるが、 埋め立て量の減量化、 税制としては最終処分業者特別徴収方式同様に簡 再生利用を促進し埋め立て処分量のみならず中間処理 制効果がより 最終処分場の延命化が図られ、 働く。 この点においては税制としてやや また、 最終処分業者および焼却 焼却につい ては一 課税客体 一段階課税 農素であ 中 処理 闾 処

政策・ 事務負担等の観点から長所、 地 以上、 万自治体で採用され、 事情に合わせた税制の構築が行われ 各税制 は、 産業廃棄物の排出抑制・ 全国的に標準的な方式となりつつある。 短所を有し、 ており、 概に評価することは難し 減量化、 税導入による政策効果、 埋め立て抑制、 いが、 再生利用の促進、 最終処分業者特別徴収方式が最も多くの 税の公平性 広域導入可能性など、 税の簡素性、 徴税コ 地 ニスト、 域

# 三 産業廃棄物税の理論的根拠

# 1 租税原則からみた産業廃棄物税

担でないことを調和させる必要がある。 応能負担の原則に反するということにはならない。その場合、 らない。 担が増加する逆進性の問題が生じることになる。 置を占めている。 0 0 租税公平負担の原則は、 ない者は事業を存続できないことになり、 産業廃棄物税は、 産業廃棄物税の場合には、 しかし、 租税制度を用いた環境政策であり、 ある費用の発生原因に関係している者に負担を求める場合には、 租税面における法的平等原則を意味するが、 産業廃棄物の発生は経済活動の結果であるので、 水平的公平性は保たれるが、 したがって、 租税法の原理原則規定の適用を受ける。 産業廃棄物の発生抑制と事業継続を脅かすほどの税負 担税力のある者が事業を継続できるのに対し、 担税力に応じた応能負担の原則が支配的な位 垂直的公平性の点で、 それに応じた負担を課すことが 担税力はあまり問題とな 担 租税法の原則として 税力のない 者の負 担税力

係において比例原則に従わなければならない(3 準化や減免措置を設ける政策が選択される可能性がある。 産業廃棄物の排出抑制目的を達成するために租税形式により負担を求めるものであり、 さらに、 公平性に関連して、 産業廃棄物を多く排出する企業に多くの負担を強いることになり、 しかし、 どの企業がどれだけ税を負担しているかではなく、 達成しようとする目的との関 企業間の負担

はほとんど実現不可能である。 廃棄物をなくすための税であり、 また、 産業廃棄物がなくなれば課税対象がゼロになり課税を行う必要がなくなる。 さらに、 税として成立することは本来的にはおかしいのだが、 産業廃棄物税は環境汚染を低める方向に経済を誘導するという意味で、 産業廃棄物税は将来的 実際に税収がゼロになること は 税制

化する課税は、本来負担すべきコストを実際に負担したものであり経済的中立性と矛盾するものではない。 生産活動を続け、 が経済活動に影響を及ぼさないとする経済的中立性と矛盾する。 環境への配慮なくして正常な経済活動はありえない。 環境を犠牲にした活動を行ってきたのだから、 汚染コストを実際に支払うことになる外部性を内部 しかし、企業は汚染コストを原価に含めることなく もつと

## 2 産業廃棄物税の本質

な効果で主たる目的とはされていない。 ような技術開発や、 を環境汚染を低める方向に誘導することにある。つまり、 せようとする原則である。これを経済学的にいうと外部不経済の内部化といい、税を課する目的は、 考え方である。つまり、 されている場合、 ることがなく特別の利益となっているので課税により矯正しようとするものであり、税によりその費用を自己負担さ 環境を汚染している者が汚染防止のために必要な費用負担を行う汚染者負担の原則は、 国や地方公共団体が環境保全をするための費用を、汚染者が分担する義務を根拠に課税するという 排出汚染自体の縮減をもたらすような環境保全対策に充当することであり、 産業廃棄物の排出は汚染による損失や汚染除去費用を発生させるが、汚染者が費用を負担す 税収を産業廃棄物の排出汚染による外部費用を引き下げる 汚染の決定的な原因が特定 税収の増加は副次的 経済主体の行動

リットがある税の方がよりよい政策手段であるとされてきた。(5) 費用の内部化を実現するためには、 は税と異なって収入をもたらさないため、汚染を費用効率的に削減でき、汚染削減への技術革新を促進するというメ 外部不経済を内部化する政策手段としては税のほかに直接規制もあるが、 排出者が廃棄物の排出量を削減する水準まで税率を設定する必要があるが、 しかし、税を活用し産業廃棄物の排出汚染による外部 違反が生じたときに罰則を課さない 規制

の増大を招くおそれがある。

費用の内部化が実現されるような水準を満たすほど高い税率の設定はできないであろう。 センティブ効果は高くなるが、他方で、高い税負担は経済活動に対する阻害要因となったり、不法投棄や不適正処理 税率の水準は高いほどイン

の企業ではアンフェアなものとなる。そもそも汚染者に公的便益を供与することは社会的公平に合致しない。(7) 免を与える政策は汚染者負担原則に反するし、 また、産業廃棄物に課税して得られた税収を廃棄物減量化の努力を行った企業への補助金の原資としたり、 国際貿易上も、 この政策を採用している国の企業と採用してい 税の減 な 玉

## 3 産業廃棄物税の目的

財源目的が達成されない税が租税といえるかという疑問がある。環境経済学においては、 を必ずしも目的としない租税が、 加は副次的な目的とされている。これに対し、租税の本質は税収の獲得にあり、ピグー税のごとき税収を上げること めの手段として税を用いるのであり、 なっている。 産業廃棄物税は政策目的と財源目的が相反し、 課税による産業廃棄物抑制という観点からは好ましいことであるが、租税は本来財源調達を目的とし、 果たして租税といえるか否かはそう簡単に決められることではない。 課税の目的は経済主体の行動を一定の方向に誘導することであって、 環境保全の目的が達成されればされるほど税収が減少する仕組みに 外部不経済を内部化するた 税収の増

う側面と、 なった課徴金的性格を有し、排出による利益と課税負担の不利益との比較をして、課税負担の不利益の方が大きい場 合に排出が抑制されることになる。 産業廃棄物税は、 環境対策費用を原因者からその受益に応じて負担させる、 産業廃棄物の排出を抑制するための課税であって、通常の租税が財源確保を目的とするのとは異 したがって、産業廃棄物税とは、環境保全のための租税政策手段としての税とい 財源調達の目的税という側面をあわせもつ二重

に応じて環境対策に充当し、

また、

産業廃棄物税の税収使途の明瞭性を確保する観点から、

収の活用を図ることができる。さらに、それを公表することにより産業廃棄物税の歳入および歳出が明確になり、

およびその使途を明確にする必要がある。基金を設置することにより税収から徴税費を控除した部分を積立て、

残りの部分は翌年度へ繰り越し、

税収の増減の推移を勘案しながら計画的

安定的な税

透

必要

税収

地方自治法二四一条で規定する基金を設置し、

性をもった税といえる。 を形成したり、 企業のリサイクル技術開発を促したりするために必要な財源を調達する役割もある。(10) 他方で産業廃棄物税には、 循環型社会形成に向けてリサイクルを促進するための制度的基盤

根拠法を継続するか決定できるよう、 拠法が自動的に廃止となるようにしておき、その時点で弊害があるようであれば新法を制定するか、 により、 て特定し、一般財源調達手段ではないことを明確にした上で、 用することの方が環境保全産業の育成にも効果的である。 になる。 て理解されやすく、 しかし、 税収の使途を特定の支出に限定することは、 統的な租税法や財政学からすれば、 確かに、 むしろ産業廃棄物税を課税することにより産業廃棄物が減量化するとともに、その税収を環境保全目的に使 課税負担と使途を結びつけ、 産業廃棄物税の使途については、 財政の硬直化を招き効率的な資金配分が困難になるという懸念については、 道路目的税は特定財源化の弊害が数多く指摘されている。 一般財源に組み込まれてしまうと、 目的税は財政の統 議会のコントロールが効くようにしておく必要がある。 負担した税がどのように使われているかを知ることは、 全額環境対策のための目的税とするか一般財源とするかが問題となる。 効率的な資金配分が困難になり財政の硬直化を招くと考えられてきた。 一的運営を困難にし財政の硬直化の一因となる。 産業廃棄物税として税負担をした目的がはっきりしないこと したがって、産業廃棄物税の税収を環境保全対策財源とし 国民の理解と支持を求めるという方向が妥当であろう。 産業廃棄物税を目的税化・特定財源化すること 施行期間を設定して目的税の根 納得のいく税負担とし 目的税としての つまり、 ある 伝 税方式をとることにより、

必要がある。

本来ならば、

納税義務者自らが税額を計算し中告納付をする申告納税方式が望ましいといえる。

税負担の公平性の確保および簡素性と徴税コストの観点から検討。

納税義務者は産業廃棄物税の負担を直接実感することから、

税に対する意識が高まり

中告納

する

産業廃棄物税の徴収方法については、

# 明性を確保することができる。

## 四 産業廃棄物税の課題

### 1 課税方法

段階も課税対象となり、 については、 ができ、環境負荷へのより一層の低減および最終処分場の延命化を図ることができる。 これにより、 応じた税負担を求めることが合理的であることから、 なのか、 を納税義務者とし、どのような徴収方法をとることが、産業廃棄物の排出抑制、 産業廃棄物の処分を課税の対象とする場合がある。 まず、 産業廃棄物税には、 また、税の公平性と簡素性の観点からそのあり方を検討する必要がある。 産業廃棄物税の納税義務者については、 中間処理業者も納税義務者とし税負担を求めることで、 産業廃棄物の排出事業者に対する排出抑制効果が働くことになり、 中間処理施設と最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税の対象とする場合や、 中間処理による減量化と再生利用の促進を図ることができる。 排出者責任および汚染者負担の原則により、 産業廃棄物の発生から最終処分までの過程の中で、どの段階で誰 排出事業者を納税義務者とすることに妥当性があるといえる。 中間処理後の残渣物が最終処分場に搬入される 最終処分量の減量化を促進すること 減量化、 さらに、 再生利用の促進等に効果的 産業廃棄物の排 中間処理後の残渣物 最終処分場での 出量に

抑制に対するインセンティブになるという利点がある。 定量以上の排出事業者のみに税負担を強いることになり、 年間排出量が一定量未満の排出事業者は非課税としている地方自治体もある。しかし、免税点を設定することは、 捉が困難となり徴税コストがかかるというデメリットがある。 反面、 税負担の公平性の観点から問題である。 申告納税義務者が多数となることから、 そのため、三重県と滋賀県のように免税点を設けて、 課税客体の捕

とする特別徴収方式により課税すべきであると考える。 平性の観点からも合理的な課税方法であるといえる。 体の捕捉が容易で徴税コストも安く済み、免税点や足切り水準の設定も必要ないので、 あるから、 物と併せて処理されている産業廃棄物については、 いところでは、 したがって、納税義務者である排出事業者より明らかに少数者である最終処分業者による特別徴収方式は、 税の公平性の観点から排出事業者および中間処理業者を納税義務者とし、 それぞれの地域の環境政策上の判断により、 他の処理による産業廃棄物と同様に環境に負荷を与えてい なお、 ただし、 廃棄物処理法一一条二項 併せ処理に対する課税については一定の配慮が必要であ 離島地域のように民間の産業廃棄物業者が存在しな 最終処分業者を特別徴収 (併せ処理) 税制の簡素性および課税 に基づき一般廃棄 課税客 義務者 るので の公

## 転嫁可能性

ろう。

弱い うかが問題となる。 よる特別徴収 事業者が多いといわれている。 「業廃棄物税の導入は、 (処理料金と併せて税を徴収) 通常、 排出事業者や廃棄物処理業者に対し新たな負担を求めることになる。 中間処理施設や最終処分場を運営する廃棄物処理業者は、 特に排出事業者から一旦中間処理業者に持ち込まれた後に最終処分場に搬入され に際し、 処理料金への上乗せによる税負担の転嫁が円滑に行われるかど 排出事業者との力関係において 特に最終処分業者に

分を上乗せすることはできるが、 に最終処分業者の方が中間処理業者よりも優位な立場にあり、 る場合、 中間処理業者の課税負担を排出事業者に転嫁することは一層困難となる。 (4) 中間処理業者はそれを排出事業者に転嫁しにくいという面がある。 最終処分業者は中間処理業者に対して処分料金に課税 つまり、 最終処分場の逼迫を背景

とで税を消費者に転嫁していくという市場原理が機能するようにしなければならない。 産業活動はなしえない。それゆえ、 低価格商品しか売れない現状では、 とになる。 税を適正に転嫁することができない状況下では、税負担が限られた一部の者に偏り政策効果を十分達成できないこ 廃棄物処理業者は税を処理代金に上乗せして排出事業者に転嫁し、 産業廃棄物税が必ず転嫁できる仕組みを工夫する必要がある。 税を商品価格に転嫁することは難しい面があるが、 排出事業者が商品価格に上乗せするこ 環境への配慮なくして正常な 確かに、 市場環境が厳しく

う。 る。 終処分場に送られる可能性があり、 ることはきわめて困難である。 そのために、 未導入の地方自治体で処分されることになるかを判定する作業はきわめて難しくなる(15 その中にはすでに課税された中間処理後の残渣も存在するかもしれない。 しかし、 産業廃棄物が中間処理施設を経由する場合は、 課税対象である産業廃棄物の移動を把握し管理監督するマニフェスト制度を導入することは 中間処理施設ではさまざまな地域の排出事業者から集められた産業廃棄物が交じり合 産業廃棄物がどれだけ産業廃棄物税を導入している地方自治体で最終的に処分さ 個別排出事業者の産業廃棄物の流通量まで正確に把握す 中間処理で減量化された後に複数の最

正処理、 な運用が税制の信頼性へとつながることになる。産業廃棄物税制が適正かつ円滑に運用されるには、 ては、 とりわけ、 これらの適正な運用とその記載内容の精度を高めるための体制とシステム作りが必要である。 マニフェストの交付義務および帳簿記載義務等の適切な履行が不可欠となる。このため、各地方自治体にお 課税客体である産業廃棄物はマニフェストや帳簿により捕捉されざるをえないことから、 産業廃棄物 これら 仮に産業廃棄 0 0 適 適 Ĭ

の転嫁が難しい状況が発生した場合には、 および産業廃棄物の不法投棄、 不適正処理などの違法行為につながる危険性は十分あり、 力関係の弱い事業者にしわ寄せがいくか、 マニフェストや帳簿等の改 税の公平性、 分任性

#### 3 税率

観点から重視すべき事項である。

の悪影響は避けられない。 をおそれて、 0) 策に必要な資金を確保するための税率と一致するとはかぎらないが、各地方自治体は、 現状では全ての地方自治体がトン当たり一〇〇〇円としている。 減量効果と、 税率については、 あまりに低い税率を設定すると効果がないということもありうるし、あまりに高い税率にすると経済 税収および納税義務者の負担能力を検討して税率を設定する必要がある。 三重県において産業廃棄物の処理料金からトン当たり一〇〇〇円が採用されたのが前例となって、 もちろん、 外部不経済を内部化する税率が、 税率の水準による産業廃棄物 この場合、 経済への悪影響 環境対

基 の排出量を追加的に一単位削減するのに要するコストと税額が等しくなるまで排出量は減少する。(18) 抑制や再生利用によるコスト増との比較を行って設定されているわけではなく、各地方自治体における制度的均衡に 量化効果はないということである。 物の排出 適正な税率とは、 た税率の設定がなされている。 抑制や再生利用等を付加的に行う場合のコスト増が、 追加一 単位当たりの汚染削減費用と汚染一単位の削減利益が均等する大きさであり、 しかし、 現在導入されているトン当たり一〇〇〇円の税率は、 処理料金に上乗せされた課税分を上回る場合には、 産業廃棄物 つまり、 産業廃棄物 産業廃棄 の排 減 出

税率の水準は、 産業廃棄物の減量化努力をするより、 税負担を選択するような低い税率であってはならない 納

期間を設定し税率水準の見直しを重ねながら、 各地域により産業廃棄物の処理料金も異なることを考慮し、 滑に行われない場合同様、 税義務者にとって過大な負担となり、 税率の水準と比較しながら検討する必要があり、 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理などの違法性の方向に向かうおそれがある。 経済活動を阻害するような高い税率を設定した場合には、 望ましい水準に調整せざるをえないのが実状ではないかと思われる。 なかなか難しい決定を強いられる事項である。 各地方自治体における税率の水準を、 税の適正な転嫁が円 したがって、 他の地方自治体と さらに、 施行

#### 4 課税主体

率の低い自治体に産業廃棄物が流出するだけになってしまうかもしれない。 検討する必要がある。 や政策目標が異なっている場合であっても、 が異なっている場合には、 問題は現状では深刻化することはない。 業廃棄物税の負担節約額を上回る場合には、 有無や税率に格差があった場合には、 できる反面、 つつある産業廃棄物税の税率は、 地方分権一括法により導入された法定外目的税である産業廃棄物税は、 地域間でのさまざまな問題が起きる可能性がある。 地方自治体間の二重課税の問題発生は避けがたい。 各自治体ですべてトン当たり一〇〇〇円に統一されているので、この点につい 産業廃棄物の排出が全く減少せず、 しかし、 県外に産業廃棄物を持ち出すメリットはなくなる。 課税方法を統一すべきなのか、 排出課税や中間処理施設課税および最終処分課税のように課税段階 たとえば、 産業廃棄物税を導入していない自治体や税 課税要件を地方自治体が自ら定めることが もっとも、 地方自治体間での産業廃棄物税 あるいは国税として制度化すべきなのか また、 各地域により直面してい 産業廃棄物の輸送コストが ただ、 現在導入され の導入の る状況 ての 産

地 方分権による課税自主権を尊重し、<br /> 地方公共団体の地域特性や環境政策の独自性を重視する立場からすれば、 産

て各レベルに配分するのも一案であるが、国と地方自治体間の課税権限の調整を図る必要性がある。 物税の国税化の可能性も見えてくる。さらに、 組み制度化すべきであるという議論も成立する。しかし、広域化を推進していくと課税の便宜上の観点から産業廃棄(図) な制度となる可能性があり、(19) 業廃棄物税は地方税とすべきであるとする根拠は成り立つが、単に各地方自治体による搬入規制のための保護主義的 東北地方や中国地方のように、 産業廃棄物税を国と地方公共団体の共通税として、 都道府県を超えた地域全体 (道**、** 州等) 税収を必要に応じ で広域 的に取り 1)

避けるための調整をどこが行うべきなのか検討すべき課題である。 くは、 処分課税か、 治体に税収を帰属させ、 廃棄物税が導入されていない地方自治体が混在する場合には、課税が発生する最初の搬入自治体もしくは最終処分自 てくる。しかし、 今後二重課税の可能性は高まるであろう。特に、事業を全国展開している事業者にとっては納税の煩雑さが問題となっ また、 全国的に課税方法を統一しないのならば、各自治体が独自に二重課税を回避できる制度設計を行うべきである。(※) 産業廃棄物が最終処分された地方自治体に税収を帰属させ、それ以外の自治体は課税免除とする。また、 産業廃棄物税が全国的に普及していけばいくほど、各地方公共団体で課税方法が統一されていないことから、 課税段階が異なる地方自治体が混在することとなるためさらなる工夫が必要であり、 産業廃棄物税を導入している場合には、産業廃棄物が最初に搬入された地方自治体で税を徴収し、 各自治体によって地域の事情や政策目標が異なる場合には、各地域の異なった対応を許容すべきであ 当該自治体以外は課税免除とするなどである。 しかし、排出課税か中間処理施設課税か最終 このような状況を もし 産業

### 5 税収使途

産業廃棄物税は、 税収の使途が特定されている法定外目的税であることから、 税収をどのような施策に充てるかは

治体が決定していくべき事項である。

る。 あり、 きである。④産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に対する防止対策としての監視・指導・取締体制の強化などであ(4) 税制上の重要な要素となる。新税を導入するには、 終処分場は絶対必要である。 設置促進、これは緊急を要する課題であり、 があり、 良化のための評価制度の導入や、 具体的には、①産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等を促進するための技術開発支援、 税負担に対応した施策を具体的に提示することにより、 しかし、 税収の使途は受益と負担の観点からどのようなものとすべきなのか、今後さらなる検討を重ねながら各地方自 納税者の納得は、 産業廃棄物税は、 新税導入による納税者の最終的な税負担の利害得失や税収の使途に左右される。(※) 産業廃棄物がゼロにならないかぎり、 環境保全のための環境対策費用を原因者から受益に応じて負担させるための目的税で その情報の公開と情報の提供に対する支援、 産業廃棄物の排出を抑制し再資源化を促進し環境事業を創設しても、 住民や納税者がその正当性や税負担について理解し納得する必要 税導入の趣旨について理解を得ることが不可欠である。 地方自治体は最終処分場の整備と設置を促進すべ ③産業廃棄物最終処分場の整備および ②産業廃棄物処理業者の優 したがっ

#### 6 自社処分

処分の場合には、 場合においても、 る自社処分、 可欠である自己申告納税方式を採用するか、 産業廃棄物の処理形態については、汚染者負担の原則に基づき、 または排出事業者が産業廃棄物処理業者へ委託して処理を行う委託処分の二つの方法がある。 排出事業者が環境への負荷を与えている点では同様であり課税対象とすべきである。 最終処分業者特別徴収方式を採用することはできず、 三重県や滋賀県のように課税免除とするかを選択せざるをえない。 排出事業者が自ら設置した処分場におい 報告義務と帳簿記帳義務等の適切な履行が不 しかし、 て処理す ずれ 自社

税額軽減や特別控除など何らかの配慮をすべき事項であると考える。 合と同様に課税することは、税導入目的や課税の公平性の観点から問題があるのではないかと思われる。 排出事業者が自社処分をすることは、最終処分場の延命化に寄与している面を有していることから、 委託処分の場 したがって、

#### 7 不法投棄

な対応などの監視システムの強化が必要である。 するためには、各地方自治体を中心とした、①不法投棄多発地域における重点的な監視活動による不法投棄の早期発 見と抑止対策、 制を狙いとするが、 産業廃棄物税は、 ②警察との密接な連携による不法投棄者の摘発、③住民からの不法投棄等の情報提供に対する速やか 実施体制が甘いと不法投棄の増加という環境目的とは相反する方向に働きうる。不法投棄を防止 金銭的な負担を軽減したいという排出事業者の経済的なインセンティブを通じて廃棄物の排出 抑

えない場合には、産業廃棄物税の税収の一部もしくは一般財源が充当されるということになるのであろうが、不法投 に対する地方自治体の条例を制定し罰則を強化するとともに、 に対して求償するための方策を検討する必要がある。そのためには、不法投棄に対する租税逋脱のための対策として、 産業廃棄物の移動を管理 棄とは関係のない納税者から徴収された税収が充てられることは合理性を欠くことである。 また、産業廃棄物の不法投棄者が不明な場合や資力不足により、地方公共同体の費用負担で原状回復を行わざるを 監督するマニフェスト制度をより強化しモニタリングする必要がある。さらに、不法投棄 管理・監督・取締を民間に委託するのも一案である。 したがって、不法投棄者

今後も十分検討する必要がある。

## 五 おわりに

生まれてきたものであり、 棄物対策が重要な課題となっている。これらの解決に向けて、 社会経済活動が進展し、 所得や利潤に課税する従来の課税から、 産業廃棄物の排出量の増大、最終処分場の残余容量の逼迫、 産業廃棄物税は、 環境への負荷に課税する新しい税であるというこ 地方分権と環境政策の潮流の中から 不法投棄の多発など、

とができる。

適う地方税ということになるかもしれない。また、その目的、 論点は多岐にわたり、 有している税である。本当に財源調達のみを目的とするなら、事業税の外形標準課税として環境負荷指数を採用し(26) また、産業廃棄物税は、 負荷量に応じて税率を変えていく方式をとることにより、 地域の特性や経済的合理性、 財源調達のみを目的とするのではなく、 国や各地方自治体間の相互協力、 安定的で景気に左右されない、 課税方法、 環境政策手段としての側面をあわせもつ二重性を 税率、課税主体、 租税政策としての効果につい 税収使途など考慮すべき 税収確保という目的に

業廃棄物税制のあり方を常に探り続け検証していくことが必要である。 して機能すべきなのか、 産業廃棄物税は、いくつかの地方自治体で検討され採用され始めたばかりの新税であり、 今後もめまぐるしく変化する社会経済情勢の中で、 循環型社会の実現に向けて、 どのような税システムと 効果的な産

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 碓井光明 「産業廃棄物税のあり方について 税法の観点から――」廃棄物学会誌一四巻四号(二〇〇三)一九九頁、二〇〇頁。
- 2) 碓井光明、前掲注(1)、二〇〇頁
- (3) 碓井光明、前掲注 (1)、二〇〇頁

- $\widehat{4}$ 戸谷裕之「環境税の構想」大阪産業大学論集社会科学編一「三号(一九九九)一六一頁、一六二頁。
- (15) Cropper, M.L. and Oates, W.E. Environmental Economics: A Survey. Journal of Economic Literature, Vol. XXX, 685-686
- $\widehat{6}$ 飯野靖四 「環境税をめぐる問題」国際税制研究八号(二〇〇二)一四〇頁。
- 7 石 弘光『環境税とは何か』(岩波書店・一九九九)

8

- 四六頁。
- 9 中里 植田和弘 実 「環境税をめぐる諸問題」調査と研究一三号 (一九九七) 「地方環境税のあり方について」税五七巻一号 (二〇〇二) 三一頁。 一頁。
- 10 「産業廃棄物税の理論的根拠と制度設計」廃棄物学会誌一四巻四号(二〇〇三)一八三頁。
- $\widehat{11}$ 金子 宏 『租税法 第一〇版』(弘文堂・二〇〇五) 一六頁。
- $\widehat{12}$ 宮島 洋 「環境税の目的と仕組み」税務弘報四〇巻八号(一九九二)九頁。
- $\widehat{13}$ 諸富 徹 「環境税の制度設計とその導入上の論点」税研一八巻六号(二〇〇三)六三頁。
- $\widehat{14}$ 倉阪秀史「産業廃棄物税を導入した自治体を比較する」いんだすと一八巻一二号(二○○三)六頁。
- $\widehat{15}$ 諸富 徹、 前揭注 (10)、二三頁。
- $\widehat{16}$ は一千万円以下の罰金、法人事業者の場合には一億円以下の罰金を科すなど、罰則の強化が図られている。 万円以下の罰金」に加え、最高六ヶ月の懲役を導入する。さらに、都道府県知事から許可を得ず営業した業者への罰金を現行の - 一千万円以下」から「一億円以下」に引き上げ、環境大臣の確認を得ずに廃棄物を輸出した場合、個人では五年以下の懲役また なお、改正廃棄物処理法 (平成一七年一○月一日から一部を除いて施行)は、マニフェストの虚偽記載への罰則を現行の 五〇
- $\widehat{17}$ 飯野靖四、 前揭注 (6)、一四四頁。
- 18 宏昭 環境税 ――その仕組みと論点― 国際税制研究五号(二〇〇〇)一一二頁
- 19 村田哲夫 「地方産業廃棄物税の動向と課題」環境法研究二八巻(二〇〇三)五六頁。

「環境税と租税原則」税経通信五八巻六号 (二〇〇三) 四〇頁

 $\widehat{21}$ 植田和弘、 前掲注 (9)、五頁。

20

矢野秀利

22 諸富 徹 前揭注 (10)、二二頁。

- (23) 横山 彰「環境税の焦点 上」日本経済新聞平成一六年六月二八日朝刊二三面。
- (24)井上吉一・嶋本文夫・中内博昭「産業廃棄物税の産業廃棄物処分業者への影響」廃棄物学会誌一四巻四号(二〇〇三)二一四頁。
- (25) 中村玲子「産業廃棄物税の現状と課題」地方税五三巻九号(二〇〇二)一三頁。
- (26) なお、法人事業税の外形標準課税のあり方については、拙稿「企業に対する外形標準課税の法的検討」琉大法学七〇号(二〇〇 三)を参照。

(27) 倉阪秀史「地方環境税について」財政学研究二九号 (二〇〇一) 二六頁。